

答 申 第 18 号
平成27年3月19日

伊勢原市長 高 山 松太郎 様

伊勢原市情報公開審査会
会 長 吉川 和宏

伊勢原市附属機関に関する条例第2条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年2月2日付けで諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申いたします。

（諮問第20号）

「土地売買契約書における契約金額の公開」

答 申

1 審査会の結論

土地売買契約書における契約金額については、伊勢原市情報公開条例第6条第1項第1号イの規定「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、諮問内容のとおり、公開することが望ましいと考える。

2 審査会の判断理由

公有地の拡大の推進に関する法律に関する最高裁判所判決（第三小判平成17年10月11日集民第218号1頁）が判示するように、一般に市が当事者となる土地売買契約における契約金額は、標準地の公示価格を基準として客観的に算定されるものであり、土地価格に影響する諸要因も、一般に周知されている事項又は容易に調査できる事項であるから、一般人でもおおよその見当をつけることができる性質のものといえることができる。また、土地買収の事実是不動産登記簿に登記されて公示され、一般に公開されることになっている。これらを総合すると、事業用地の契約金額は、性質上その内容が不特定の者に知られる状態にあるものとして、公にすることが予定されている情報であると考えられる。

伊勢原市情報公開審査会

会 長 吉 川 和 宏

職務代理人 堀 越 由紀子

委 員 杉 山 喜 男

委 員 林 服 子

委 員 山 田 不二子